

## - 事務局だより -

### 「石綿による健康等に係る被害の防止のための関係法律の整備に関する法律改正について」

石綿による健康への被害防止に係る関係法律の一部改正が、本国会で成立しました。

#### 1. 趣旨

「アスベスト問題に係る総合対策」(平成17年12月27日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合決定)のうち、「今後の被害を未然に防止するための対応」として必要となる法律の整備について**一括法化して改正**。

#### 2. 骨子

##### (1) 地方財政法の一部改正(総務省)

地方公共団体が行う公共施設等に係るアスベストの除去に要する経費について、地方債の起債の特例対象とする。

##### (2) **建築基準法の一部改正(国土交通省)**

**建築物における健康被害を防止するため、吹き付けアスベスト、アスベスト含有吹き付けロックウール等の使用を規制する。**

##### (3) 大気汚染防止法の一部改正(環境省)

アスベストを使用している工作物(工場のプラント等)について、解体等の作業時における飛散防止対策の実施を義務づける。

##### (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正(環境省)

今後大量に発生するアスベスト廃棄物について、溶融による無害化を促進・誘導するため、国の認定による特例制度を創設する。

#### 3. 建築基準法の一部改正の概要(国土交通省)

##### (1) 背景

吹き付けアスベストなど、アスベストを飛散させる危険性があるものについては、建築物の利用者に健康被害を生ずるおそれ。

このため、今後、アスベストの飛散による健康被害が生じないように、建築物におけるアスベストの使用に係る規制を導入する。

##### (2) 概要

吹き付けアスベスト、アスベスト含有吹き付けロックウール等飛散のおそれのあるアスベスト含有建材の使用を禁止する。

##### (3) 規制の効果

既に吹き付けアスベスト等を使用している建築物について、**増改築時における囲い込み、封じ込め又は除去を義務付け**。

アスベストの飛散のおそれのある場合に**報告聴取、立入検査、勧告、命令等を実施**。

多数の者が利用する一定の建築物については、**定期報告、関係書類の閲覧を実施**。

煙突等一定の**工作物についても同様の規制を適用**。